

改正

平成20年1月28日告示第5号

平成26年4月1日告示第39号

平成27年3月12日告示第27号

平成29年3月17日告示第20号

令和3年3月30日告示第49号

令和5年3月16日告示第21号

東かがわ市道路愛護報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市が管理する道路（以下「市道」という。）の美化清掃を実施した市民団体に報奨金を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象団体)

第2条 報奨金の交付対象となる団体は、次に掲げる道路愛護活動を行うために5名以上で構成する団体で、かつ、継続的に活動を行っている団体（当該活動について他の公的な援助を受けているものを除く。以下「道路愛護団体」という。）とする。

- (1) 市道の清掃及び草刈り
- (2) その他簡易な市道の維持及び補修活動

(届出)

第3条 報奨金の交付を受けようとする道路愛護団体は、東かがわ市道路愛護団体結成届（様式第1号）に次の図書を添付し、市長に届け出るものとする。ただし、前年度に引続き報奨金の交付を受けようとするときは届出書を省略することができる。

- (1) 参加者名簿
- (2) 活動を実施する区域を明示する図書
- (3) その他必要と認める図書

2 市長は、前項の規定により届出のあった団体に対し、活動の際に必要な条件を付すことができる。

(報奨金の額)

第4条 報奨金の金額は、実施作業延長に単位延長1メートル当たり30円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、毎年度の予算の範囲内で支給する。

（報奨金の交付申請）

第5条 道路愛護団体の代表者は、東かがわ市道路愛護報奨金交付申請書（様式第2号）に作業位置図、作業現場写真、口座振替依頼書を添付し、毎年3月末までに市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、報奨金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、報奨金の支給を決定したときは、東かがわ市道路愛護報奨金決定通知書（様式第3号）により代表者に通知するものとする。

（報奨金の支給）

第7条 市長は、報奨金の交付決定を行ったときは、速やかに第4条の報奨金を交付するものとする。

（報奨金交付の決定の取消又は変更）

第8条 道路愛護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金交付の決定を取消し、又は変更し、すでに交付した報奨金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

- （1）活動を開始する前に道路愛護団体が解散したとき、又は、活動を休止したとき。
- （2）報奨金交付の条件に違反したとき。
- （3）不正な手段をもって報奨金の交付を受けたとき。

（傷害保険の加入）

第9条 道路愛護団体は、活動に当たり、傷害保険に加入するものとし、当該保険料は、市が負担する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月15日から施行する。

附 則（平成20年1月28日告示第5号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第39号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日告示第27号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日告示第20号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第49号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日告示第21号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

東かがわ市道路愛護団体結成届

東かがわ市長 殿

団体名
代表者住所
氏名

東かがわ市道路愛護報奨金交付要綱第3条の規定により、道路愛護団体を結成しましたので、関係書類を添付して届け出します。

記

- 1 実施団体名
- 2 所在地
- 3 代表者氏名
- 4 代表者住所

- (注) 関係書類
- 1) 参加者名簿
 - 2) 活動を実施する区域を明示する書類
 - 3) その他必要と認める図書

東かがわ市道路愛護報奨金交付申請書

東かがわ市長 殿

団体名
代表者住所
氏名

別添のとおり道路愛護活動を実施しましたので、東かがわ市道路愛護報奨金交付要綱第5条により、関係書類を添えて申請します。

記

報奨金交付申請額 _____ 円

作業実施状況

作業年月日	作業人員	うち草刈機使用人員
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人
年 月 日	人	人

- (注) 関係書類
- 1 活動を実施する区域を明示する書類（作業位置図）
 - 2 活動状況（作業現場写真）
 - 3 口座振替依頼書

第 号
年 月 日

団体名
代表者住所
氏名

東かがわ市長

東かがわ市道路愛護報奨金決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった東かがわ市道路愛護報奨金交付について、東かがわ市道路愛護報奨金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

報奨金交付決定額

円